

令和 8 年度

学童保育利用料助成のお知らせ

福井市では、学童保育（児童クラブ）を利用するひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、支払った利用料の一部を助成しています。

令和 8 年度の利用料助成に関する手続きを、次のとおり案内しますので、該当する方は期限までにお手続きをお願いします。

1 対象者（以下のいずれかに該当する方）

- （１）児童扶養手当受給者世帯（児童手当とは異なります）
- （２）ひとり親家庭等医療費等助成制度を受けている世帯
- （３）世帯に属するすべての方が市町村民税の所得割が非課税である世帯
- （４）生活保護受給世帯

2 助成内容

助成額	備考
<u>支払った利用料の 2 分の 1</u> <u>（月額 2, 5 0 0 円を上限）</u>	◆ おやつ代は除きます。 ◆ 行事等に伴う実費負担分や保険加入分、利用料振込手数料等も対象外となります。

3 手続き方法

パソコンやスマートフォンからの電子申請にて受け付けます。

保護者の方が、下記の URL または、二次元コードから申請してください。

URL: <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/uPPXNPc9>



◆ 電子申請の際に必要な書類について

- （１）対象者であることが分かる次のいずれかの書類の写真データを添付してください（必須）

対象世帯	書 類
児童扶養手当受給者世帯	児童扶養手当証書の写真データ
ひとり親家庭等医療費等助成制度を受けている世帯	ひとり親家庭等医療費等受給者証の写真データ
世帯に属するすべての方が市町村民税所得割非課税である世帯	令和 7 年度、令和 8 年度の世帯全員分の非課税証明書の写真データ ※①
生活保護受給世帯	保護決定通知書または生活保護受給証明書の写真データ

- (2) 申請者名義（保護者名義）の振込先口座通帳の写真データ 又は キャッシュカードの写真データ
- (3) 学童保育事業者が発行した利用料領収書の写真データ ※②

注意事項（※①）令和7年1月1日時点ですでに福井市に住民登録がある方は添付不要です。

令和7年1月1日時点に福井市以外の市区町村に住民登録があった方の市町村民税課税状況は、福井市では確認することができません。申請する方が、必要な年度の非課税証明書（所得割課税額が0円と記載された所得・課税証明書）を転入前の自治体にて取得してください。※発行にかかる手数料は申請者の自己負担となります。

注意事項（※②）「市が学童保育利用料の納入状況を確認することへの同意」をする場合は添付不要です。ただし、同意しない場合は、利用料領収書が必要となりますので、利用している放課後児童クラブに領収書の発行を依頼してください。

◆ 前期分申請期限

令和8年9月25日（金）

4 助成金の支払い

支払済みの利用料に対する助成金の振込みは、次のとおり予定しています。

- (1) 令和8年4月 ～令和8年9月分 令和8年11月下旬
- (2) 令和8年10月～令和9年3月分 令和9年3月下旬

5 その他

- (1) 助成対象は令和8年4月分からの利用料です。助成適用は当該年度に限り有効です。
- (2) 申請が上記期限に遅れた場合、助成金の振込時期が遅くなります。
- (3) 令和8年度の申請受付最終締め切りは、令和9年2月12日（金）です。
この期日を過ぎると、令和8年度分の助成金の申請及び支払いはできません。
- (4) 放課後児童クラブに利用料の滞納がある場合、助成の対象となりません。
- (5) 1日毎に料金を計算・納付されている場合は助成の対象となりません。
- (6) 助成要件に該当しなくなった場合は、速やかにこども育成課にご連絡ください。
- (7) 申請内容に不備があった場合、訂正や追加書類の提出をお願いすることがあります。

お問い合わせ

〒910-8511
福井市大手3丁目10番1号
福井市こども未来部
こども育成課
☎0776-20-5566

